

税

税のお知らせ

■問い合わせ先
税務課 ☎(40)5554

ご存知ですか？ 固定資産の縦覧・閲覧制度

毎年、納税通知書を発送する前に、納税者の方に課税台帳をお見せする期間を設けています。4月1日より固定資産課税台帳の閲覧、土地及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧がスタートします。ぜひ、この機会にこの制度をご活用ください。

- たとえばこんな方・・・
- ・自分の固定資産税がいくらになるのか心配で：
 - ・自分の土地・家屋と他の方の土地・家屋の評価額を比較して、適正であるか確認したい：
 - ・土地や家を借りているが、その評価額や税額がいくらになっているのか知りたい：
 - ・今年になってから土地を取得したが、その土地がどのような評価をされているのか知りたい：

○土地及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者が、自己と他の土地や家屋の評価額を比較し、適正であることを確認するための制度です。

■縦覧場所 税務課窓口

■期間 4月1日～6月2日（土・日・祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

■対象者 納税者の方

■必要なもの

- ・納税通知書または運転免許証や健康保険証等
- ・本人の確認ができるもの。
- ・代理人の方はさらに委任状が必要です。

■手数料 無料

○固定資産課税台帳の閲覧

自己の資産の価格、課税標準額、税額、評価方法等、また、借地人・借家人等の借りている土地・家屋の確認をすることができます。

■閲覧場所 税務課窓口

■期間 通年※土・日・祝日、年末年始の休日を除く。午前8時30分～午後5時15分

■対象者 ①固定資産の所有者 ②土地や家屋を借りている人 ③固定資産の処分をする権利を有する一定の人

■必要なもの

- ・納税通知書または運転免許証や健康保険証等、本人の確認ができるもの。
- ・対象者の②と③に該当する人は、それらを確認できるもの。（賃貸借契約書等）
- ・代理人の方はさらに委任状が必要です。

■手数料 写し1枚につき300円

（ただし、縦覧期間中は無料。）

軽自動車の廃車の手続きは 3月31日まで！

軽自動車税は、毎年4月1日時点の所有者の方に課税になります。軽

自動車（農耕車、原付バイクを含む）を所有しなくなったときは、速やかに廃車の手続きをしてください。（月割課税ではありません。）
各種軽自動車廃車手続き場所は次のとおりです。

■市役所各市民課窓口

- ・原付（125cc以下のバイク）
- ・農耕車

■関東運輸局 栃木運輸支局

- ・二輪（側車付のものを含む）
- ・二輪の小型自動車

■軽自動車検査協会栃木事務所

- ・三輪
- ・四輪（乗用・貨物、自家用・営業用）
- ・ボートトレーラー

あなたの税が未来を築く

市町村税滞納ほく減月間2014

県内一斉の取組

納税の公平と税収の確保を図るため、3～5月を「市町村税滞納ほく減月間2014」として、栃木県との協働により、県内一斉に徴収の強化に取り組みます。

一人ひとりが下野市を支える

皆さんが納めた税金が下野市の行政サービスを支えています。納税しない人が増えると生活に必要な様々な事業が行えなくなります。

そして何より、納期限内に税金をきちんと納めている大多数のみなさんとの公平性を欠くことになります。

自主的な納付をお願いします

市は、自主的な納税を期待しています。期限を過ぎても納付がない場合は財産の滞納処分（差押・公売など）をしなければなりません。滞納処分をしないで済むように、皆さんの自主的な納税をお願いします。

納付が困難な場合は、早めに納付の相談をしてください。